

住宅借入金等に係る税額控除制度の概要

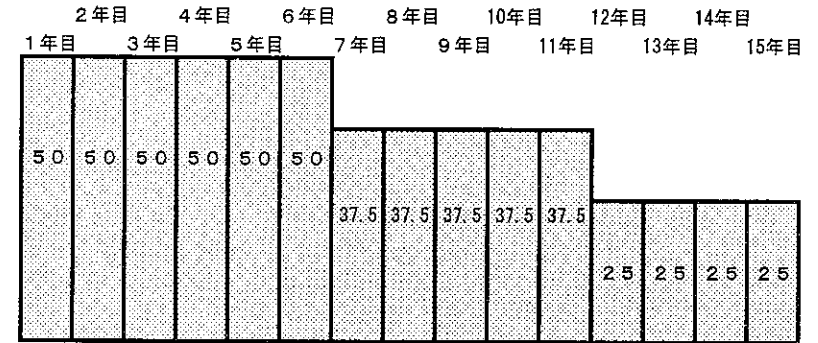
項 目	制 度 の 概 要
1. 控除対象借入金等の額	次の(1)から(3)までのための借入金等(償還期間10年以上)の年末残高 (1) 住宅の新築・取得 (2) 住宅の取得とともにする敷地の取得 (3) 一定の増改築等 最高限度額：改正後 平成12年・平成13年前期居住分 5,000万円 平成13年後期居住分 3,000万円 ← 最高限度額：改正前 平成12年居住分 5,000万円 平成13年居住分 3,000万円
2. 対象住宅等	(1) 住宅の新築・・・床面積50㎡以上 (2) 新築住宅の取得・・・床面積50㎡以上 (3) 既存住宅の取得・・・①床面積50㎡以上 ②耐火建築物は築後25年以内、それ以外の建築物は築後20年以内 (4) 増改築等・・・床面積50㎡以上
3. 控除期間	改正後 { 平成12年・平成13年前期居住分 15年間 } ← 改正前 { 平成12年居住分 15年間 } 平成13年後期居住分 6年間 平成13年居住分 6年間
4. 控除額	改正後 { 平成12年・平成13年前期居住分 1～6年目 最高 50 万円 7～11年目 最高37.5万円 } 合計 587.5万円 ← 改正前 { 平成12年居住分 1～6年目 最高 50 万円 7～11年目 最高37.5万円 } 合計 587.5万円 平成13年後期居住分 1～6年目 最高 25 万円 合計 150万円 } 平成13年居住分 1～6年目 最高 25 万円 合計 150万円
5. 所得要件	合計所得金額 3,000万円以下
6. 適用期限	平成13年12月31日
7. 居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度との関係：併用して適用することが可能	

住宅借入金等に係る税額控除制度の概要

平成11・12年居住分

(現 行)

(ローン残高)	1～6年目 (控除率)	7～11年目 (控除率)	12～15年目 (控除率)
～5,000万円	1.0%	0.75%	0.5%
(各年限度額)	50万円	37.5万円	25万円
(合計限度額)	587.5万円		



(単位：万円)

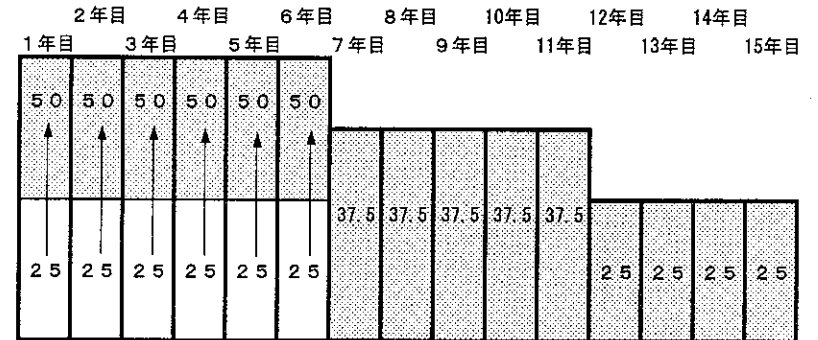
平成13年前期居住分

(改 正 前)

(ローン残高)	1～6年目 (控除率)
～3,000万円	0.5%
～2,000万円	1.0%
～1,000万円	1.0%
(各年限度額)	25万円
(合計限度額)	150万円

(改 正 後)

(ローン残高)	1～6年目 (控除率)	7～11年目 (控除率)	12～15年目 (控除率)
～5,000万円	1.0%	0.75%	0.5%
(各年限度額)	50万円	37.5万円	25万円
(合計限度額)	587.5万円		



(単位：万円)

平成13年後期居住分

(改 正 前)

(ローン残高)	1～6年目 (控除率)
～3,000万円	0.5%
～2,000万円	1.0%
～1,000万円	1.0%
(各年限度額)	25万円
(合計限度額)	150万円

(改 正 後)

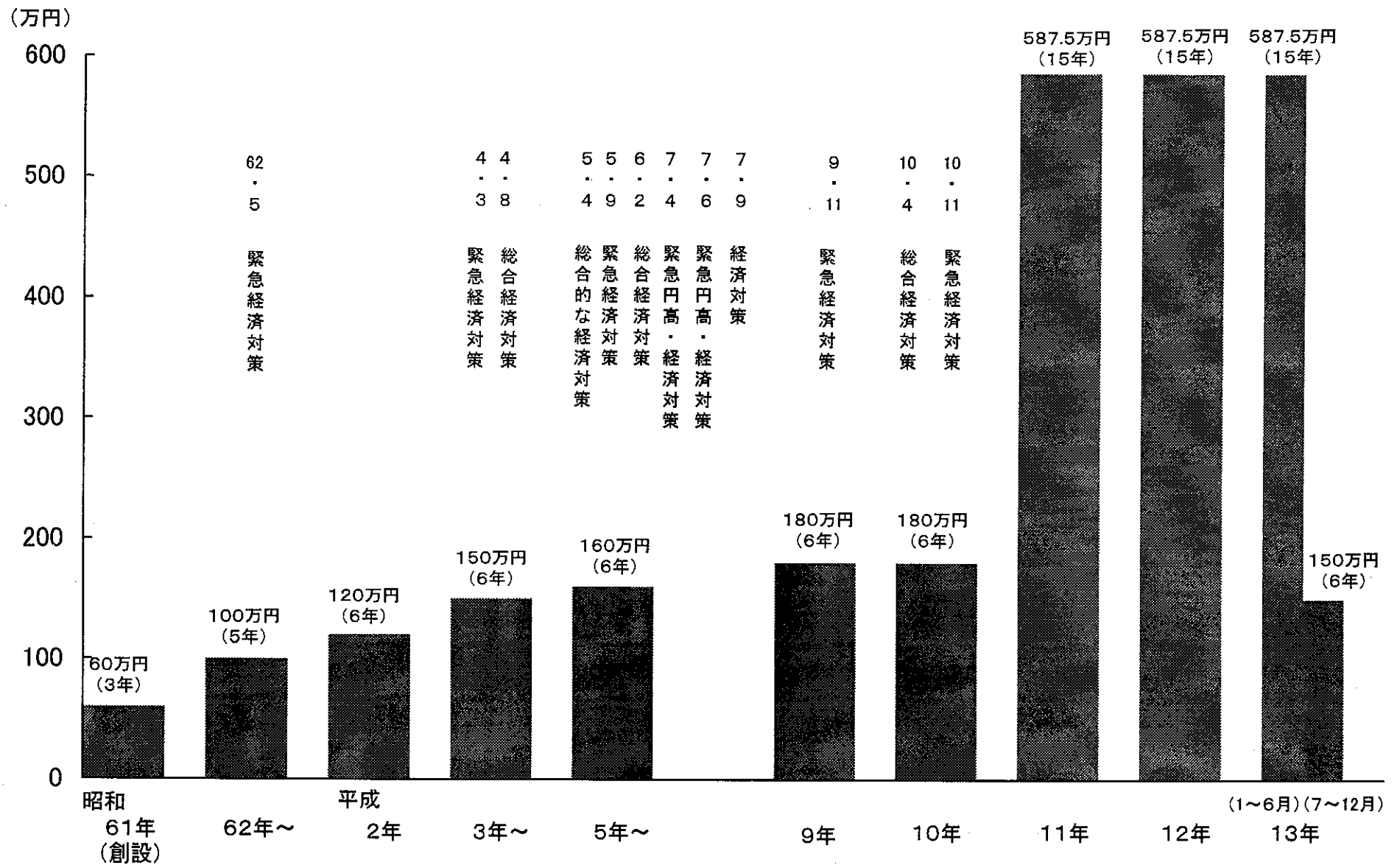
同 左



(単位：万円)

(注) その年の合計所得金額が3,000万円以下の場合について適用。

住宅ローン減税の最高控除額(控除期間)の推移

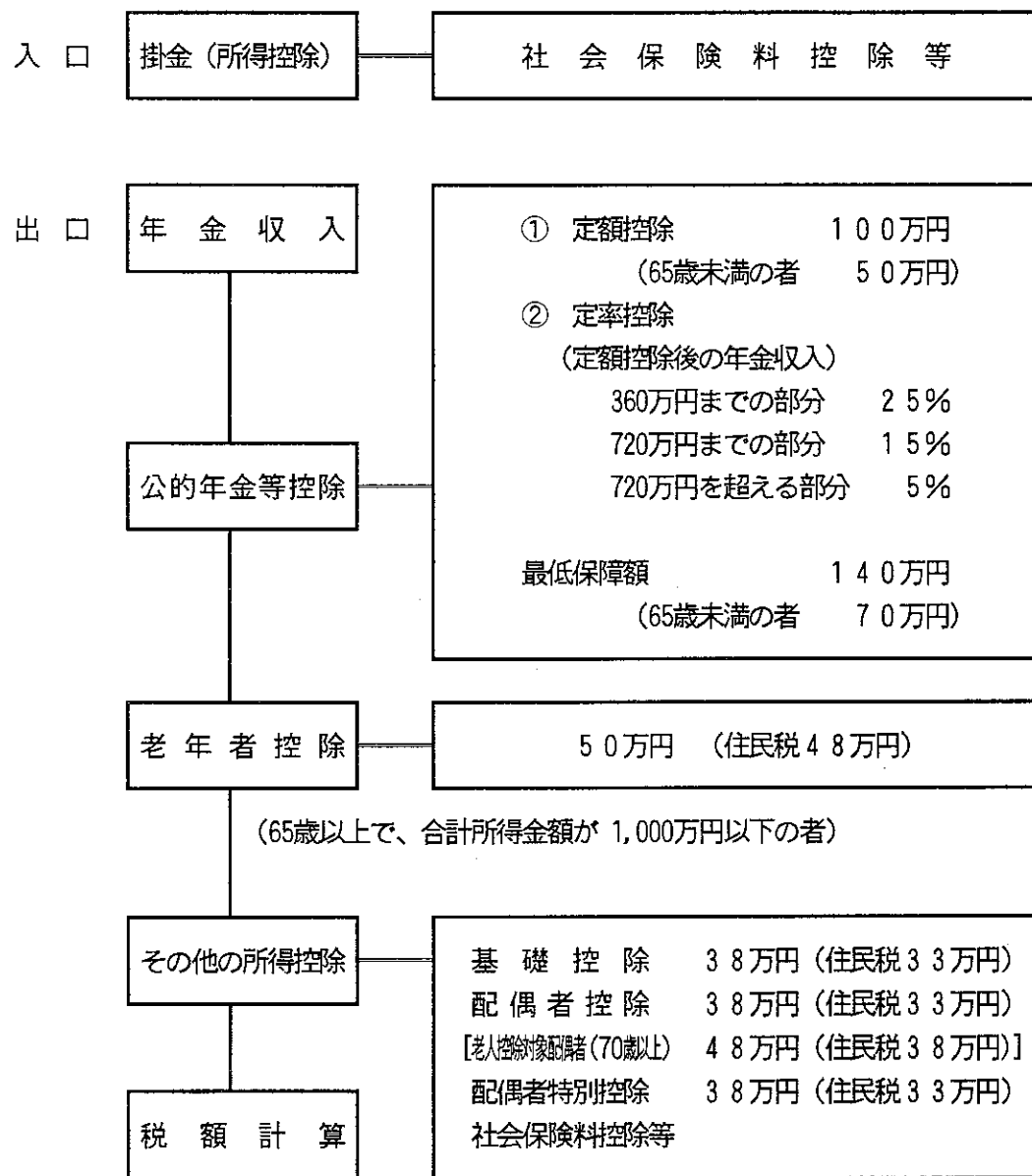


住宅ローン控除(最高50万円の所得税額控除)の
適用により所得税額がゼロとなる給与収入金額

夫婦子2人	夫婦子1人	夫婦のみ	独 身
880. 6万円	809. 0万円	765. 9万円	679. 5万円

(注)1. 夫婦子2人の場合、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。

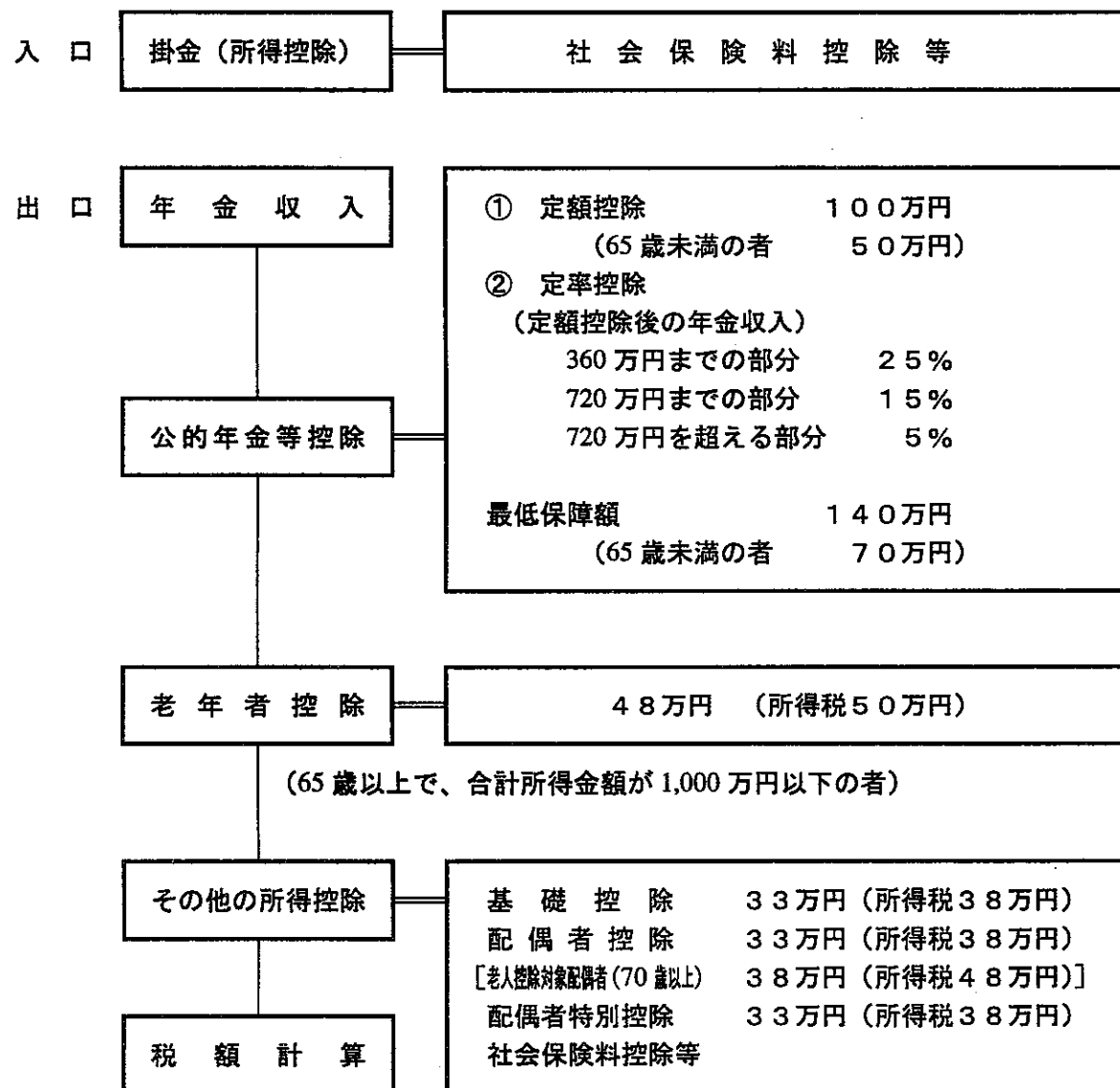
公的年金等に係る課税の仕組み



(参考) 課税最低限の比較

	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	2,342千円	3,346千円	3,488千円
公的年金受給者 (65歳未満)	1,110千円	2,137千円	2,279千円
給与所得者	1,107千円	2,095千円	

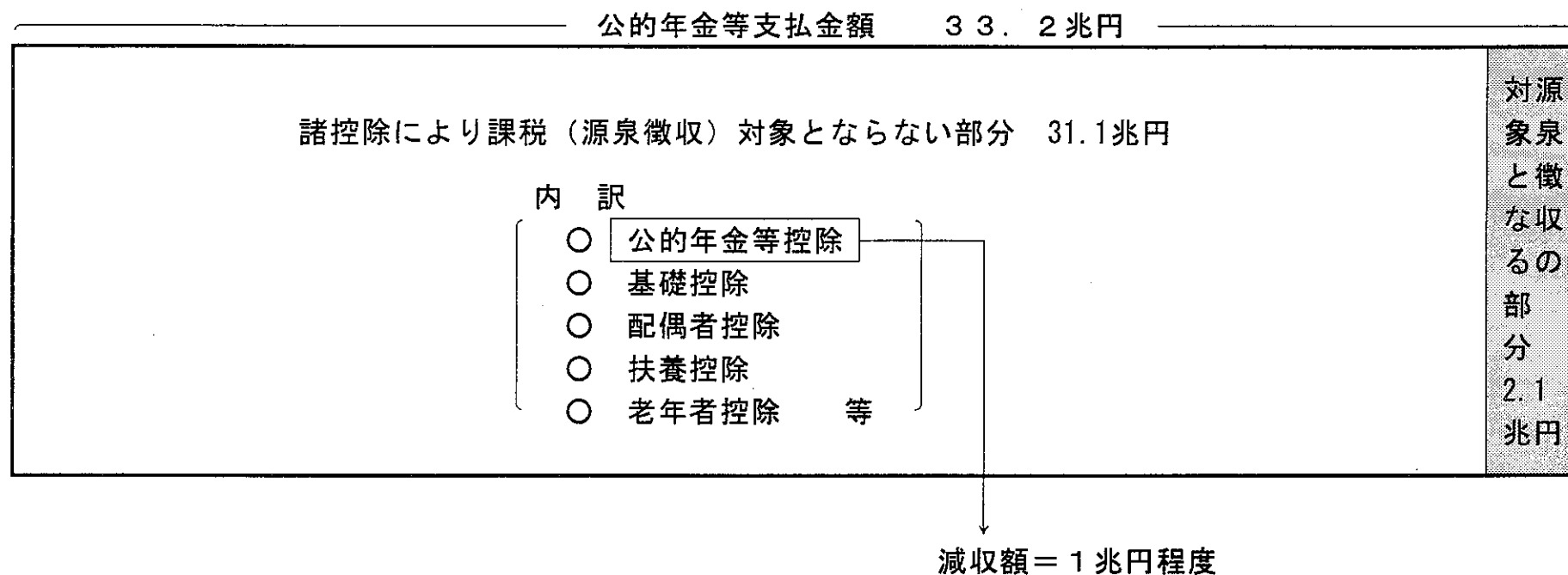
公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）



(参考) 課税最低限・老年者等非課税限度額の比較

	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	課税最低限 2,268千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	課税最低限 3,105千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	課税最低限 3,176千円 老年者等非課税限度額 2,666千円
公的年金受給者 (65歳未満)	課税最低限 1,057千円	課税最低限 1,924千円	課税最低限 1,995千円
給与所得者	課税最低限 1,053千円	課税最低限 1,857千円	

公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況



- (注) 1. 「公的年金等支払金額」は、「国税庁統計年報書（8年度）（標本調査）」による。
2. 「源泉徴収の対象となる部分 2.1兆円」は、上記資料の源泉徴収税額（2,118億円）を10%（源泉徴収の際の税率）で割返して算出。
3. 「課税対象とならない部分 31.1兆円」は、「公的年金等支払金額 33.2兆円」から「源泉徴収の対象となる部分 2.1兆円」を差引いて算出。
4. 源泉徴収の対象とされた部分に係る税額については、確定（還付）申告により精算される。

(参考) 8年度における年金等支給額（「社会保障統計年報」（総理府社会制度審議会事務局）による。）

- ・ 国民年金（老齢年金） 約 7.4兆円
- ・ 厚生年金（老齢年金） 約 14.5兆円

各種年金の掛金に係る減収額試算（概数）

区 分	雇用主掛金分	本人負担分	合 計
公 的 年 金	1. 6 兆円	1. 6 兆円	3. 2 兆円
国 民 年 金	— 兆円	0. 3 兆円	0. 3 兆円
厚 生 年 金	1. 6 兆円	1. 0 兆円	2. 6 兆円
共 済 年 金 等	— 兆円	0. 3 兆円	0. 3 兆円
企 業 年 金	0. 8 兆円	0. 1 兆円	0. 9 兆円
厚生年金基金	0. 4 兆円	0. 1 兆円	0. 5 兆円
適格退職年金	0. 4 兆円	僅 少	0. 4 兆円
個 人 年 金 保 険	— 兆円	0. 1 兆円	0. 1 兆円
合 計	2. 4 兆円	1. 8 兆円	4. 2 兆円

（参考）

・平成12年度減収額

○生・損保控除 2,770億円

○老人等マル優 6,490億円

○財形貯蓄 70億円

・平成12年度改正による減収額
（平年度）

○確定拠出年金制度
に係る税制上の措置 1,410億円

（注） 1. 平成9年度の統計数値に基づいて推計したものである。

2. 基礎年金部分に係る減収額は、0.8兆円である。

3. 厚生年金基金については代行部分と加算部分があるが、その割合は不明である。

各種年金の掛金に係る減収額試算（概数）（個人住民税）

区 分	雇用主掛金分	本人負担分	合 計
公 的 年 金	0.8兆円	0.8兆円	1.6兆円
国民年金	— 兆円	0.2兆円	0.2兆円
厚生年金	0.8兆円	0.5兆円	1.3兆円
共済年金等	— 兆円	0.1兆円	0.1兆円
企 業 年 金	0.4兆円	0.1兆円	0.5兆円
厚生年金基金	0.2兆円	0.1兆円	0.3兆円
適格退職年金	0.2兆円	僅 少	0.2兆円
個 人 年 金 保 険	— 兆円	0.0兆円	0.0兆円
合 計	1.2兆円	0.9兆円	2.1兆円

（参考）

・平成11年度減収額

○生・損保控除 1,118億円

○老人マル優 203億円

○財形貯蓄 26億円

・平成12年度改正案による減収額
（平年度）

○確定拠出年金制度
に係る税制上の措置 722億円

（注） 1. 平成9年度の統計数値に基づいて推計したものである。

2. 基礎年金部分に係る減収額は、0.4兆円（国民年金0.2兆円を含む。）である。

3. 厚生年金基金については代行部分と加算があるが、その割合は不明である。

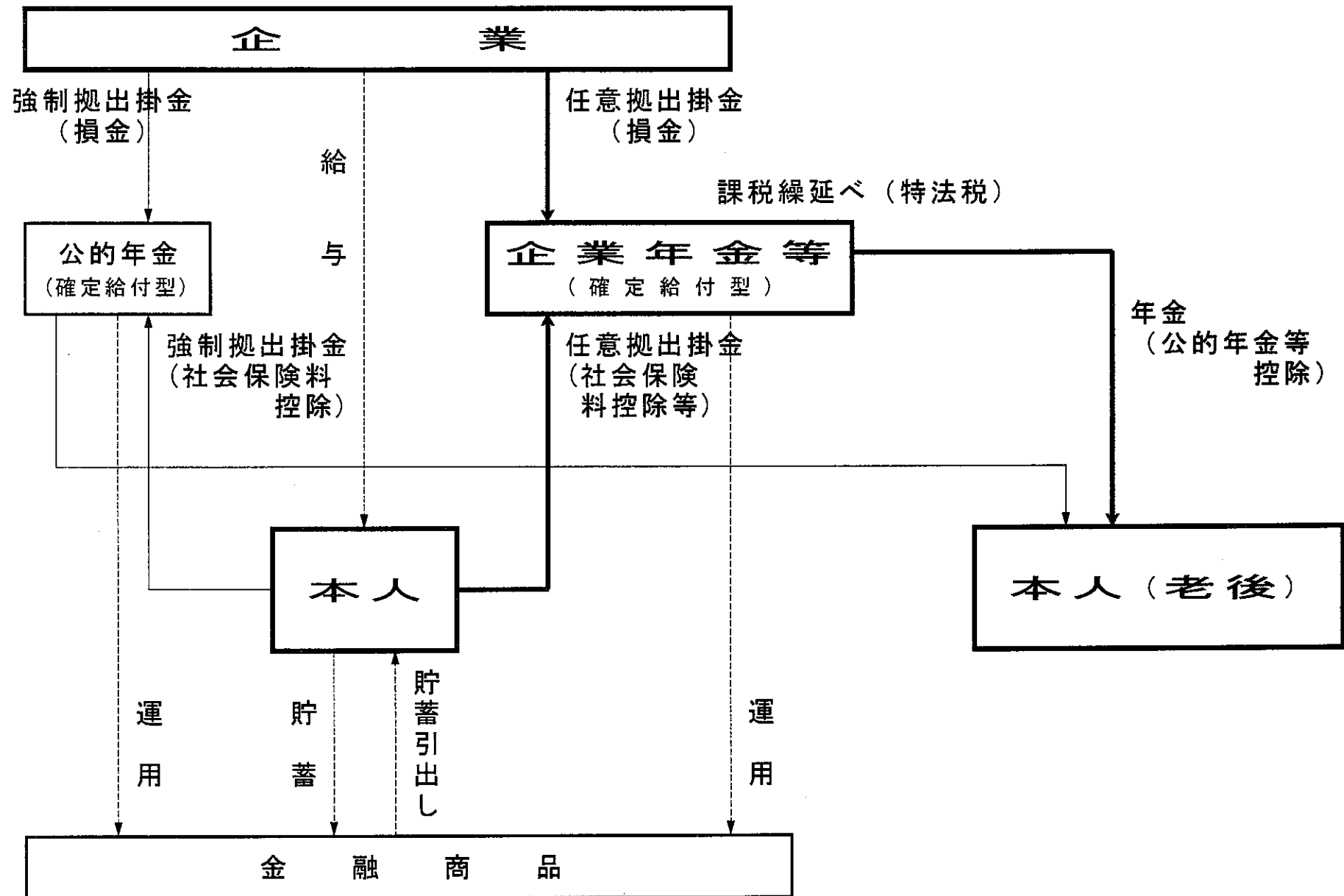
年金課税の概要

(未定稿)

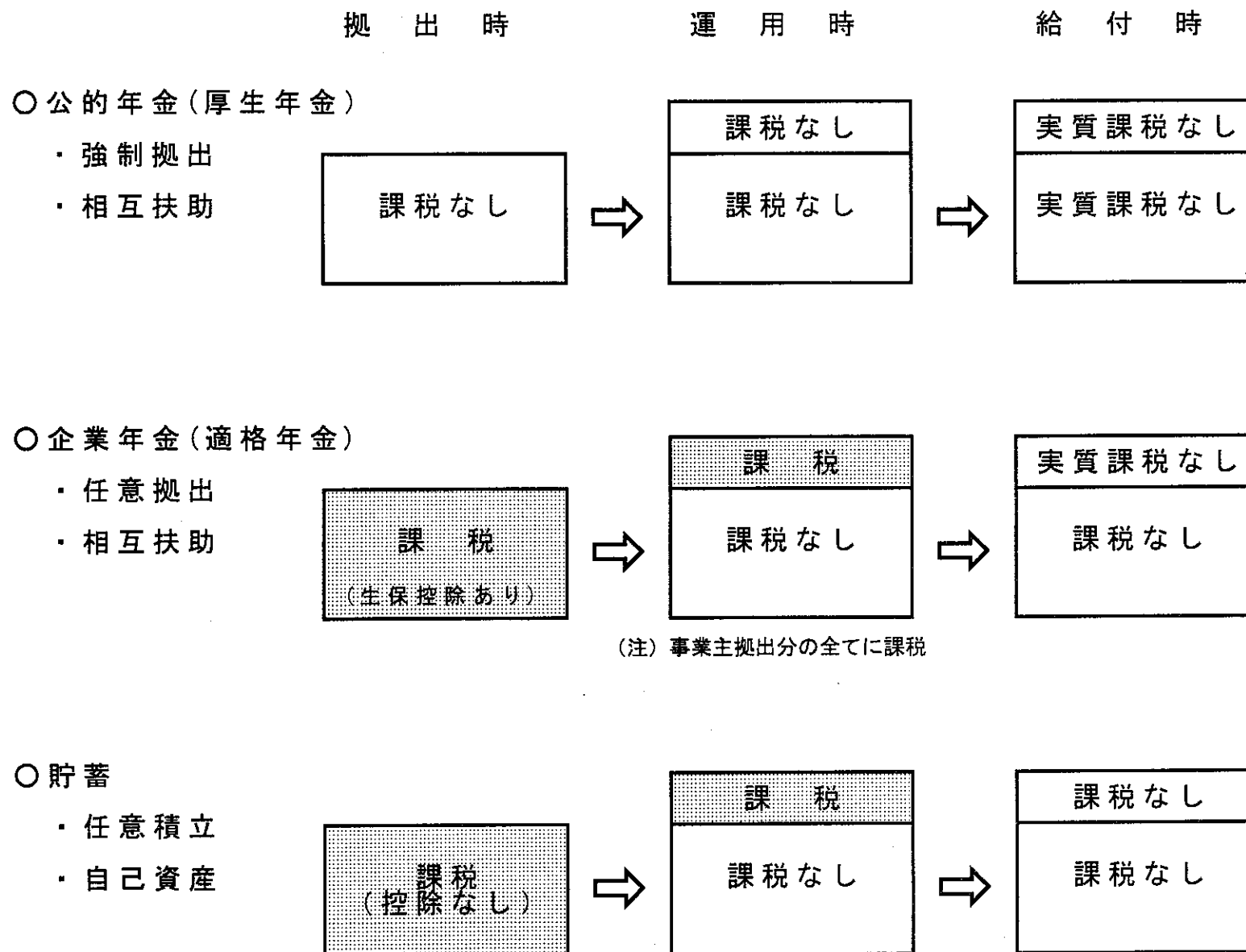
区 分	公 的 年 金 (国民年金・厚生年金・各種共済年金)	企 業 年 金		国民年金基金	確 定 拠 出 年 金 (案)		個人年金保険
		厚生年金基金	適格退職年金		企業型年金	個人型年金	
1 掛 金							
(1) 雇用主負担分	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	—— ——	・給与とされない ・事業主の損金に算入	—— ——	—— ——
(2) 本人負担分	社会保険料控除	社会保険料控除	一般の 生命保険料控除	社会保険料控除	——	所得控除	個人年金保険に係る 生命保険料控除
2 給 付 金							
(1) 年金課税							
① 公的年金等控除の適用の有無	有	有	有	有	有	有	無
② 所得の計算	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－本人負担の掛金総額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－本人負担の掛金総額)
(2) 一時金課税	—— (注1)	退職所得 (給付額－退職所得控除) × 1/2	退職所得 { (給付額－本人負担の掛金総額) － 退職所得控除 } × 1/2	——	退職所得 (給付額－退職所得控除) × 1/2	退職所得 (給付額－退職所得控除) × 1/2	一時所得 { (給付額－本人負担の掛金総額) － 一時所得の特例控除 } × 1/2
3 退職年金等積立金に対する1%課税(注3)	——	厚生年金基金努力目標給付水準を上回る積立金に課税	課 税 (注2)	——	課 税	課 税	——

- (注) 1. 昭和60年の年金改正法の経過措置により支給される脱退手当金は退職所得とされる。
 2. 特例適格退職年金(厚生年金基金に準ずる要件を満たすもの)の積立金については、厚生年金基金水準相当給付に必要な部分までは非課税。
 3. 退職年金等積立金に対する1%課税は、平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間は停止されている。

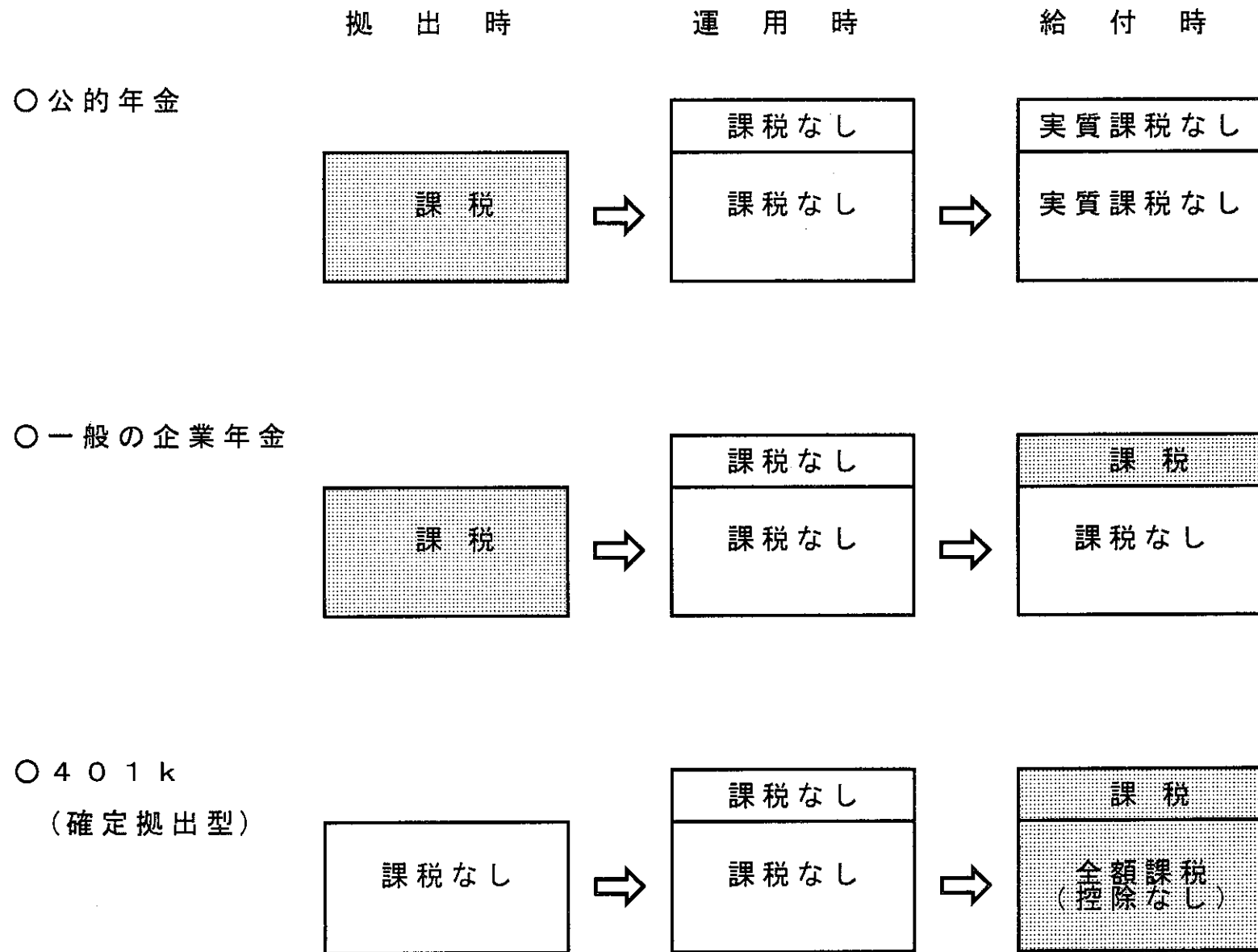
年金をめぐる主な課税関係（イメージ）



年金・貯蓄課税の概要（本人拠出分） [イメージ図]



米国の年金課税の概要（本人拠出分） [イメージ図]



公的年金及び企業年金に係る課税の日米比較

個 人 所 得 税				
	公 的 年 金		企 業 年 金	
	日 本	ア メ リ カ	日 本	ア メ リ カ
拠 出 段 階 〔被用者〕 負担分	社会保険料控除により 全額所得控除	所得控除されない	厚生年金基金 ⇒全額社会保険料控除 適格退職年金 ⇒生命保険料控除 〔実態はほとんど企業 拠出のみで被用者 負担なし〕 〔注〕雇主負担分につい ては、課税所得計算 上損金算入	所得控除されない 〔401(k)プランあり〕 ⇒ 10000ドルまで 課税繰延べ 〔注〕雇主負担分につい ては、課税所得計算 上損金算入
給 付 段 階	公的年金等控除などに よりほとんど非課税	所得に応じた給付金の所 得算入割合等によりほと んど非課税	公的年金等控除などに よりほとんど非課税	〔給付金－本人掛金〔注〕〕 に対し、全額課税 〔日本の公的年金等 控除に相当するもの〕 はない

〔注〕本人掛金に、拠出段階で課税繰延べされた401(k)プランの掛金は含まれない。

我が国及び欧米諸国の年金税制（公的年金制度）の概要

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 掛金					
(1) 事業主負担分	全額損金算入（注1）	全額損金算入（注1）	全額損金算入（注1）	全額損金算入（注1）	全額損金算入（注1）
(2) 被用者負担分	全額を所得から控除 （社会保険料控除）	所得から全く控除し ない	所得から全く控除し ない	保険料控除 （限度額あり）	全額を所得から控除
(3) 自営業者負担分	全額を所得から控除 （社会保険料控除）	1／2を所得控除	所得から全く控除し ない	保険料控除 （限度額あり）	全額を所得から控除
2. 年金給付金					
老齢年金	課 税	課 税（注2）	課 税	課 税（注3）	課 税
給付金に対する控除	公 的 年 金 等 控 除	な し	な し	な し	あ り

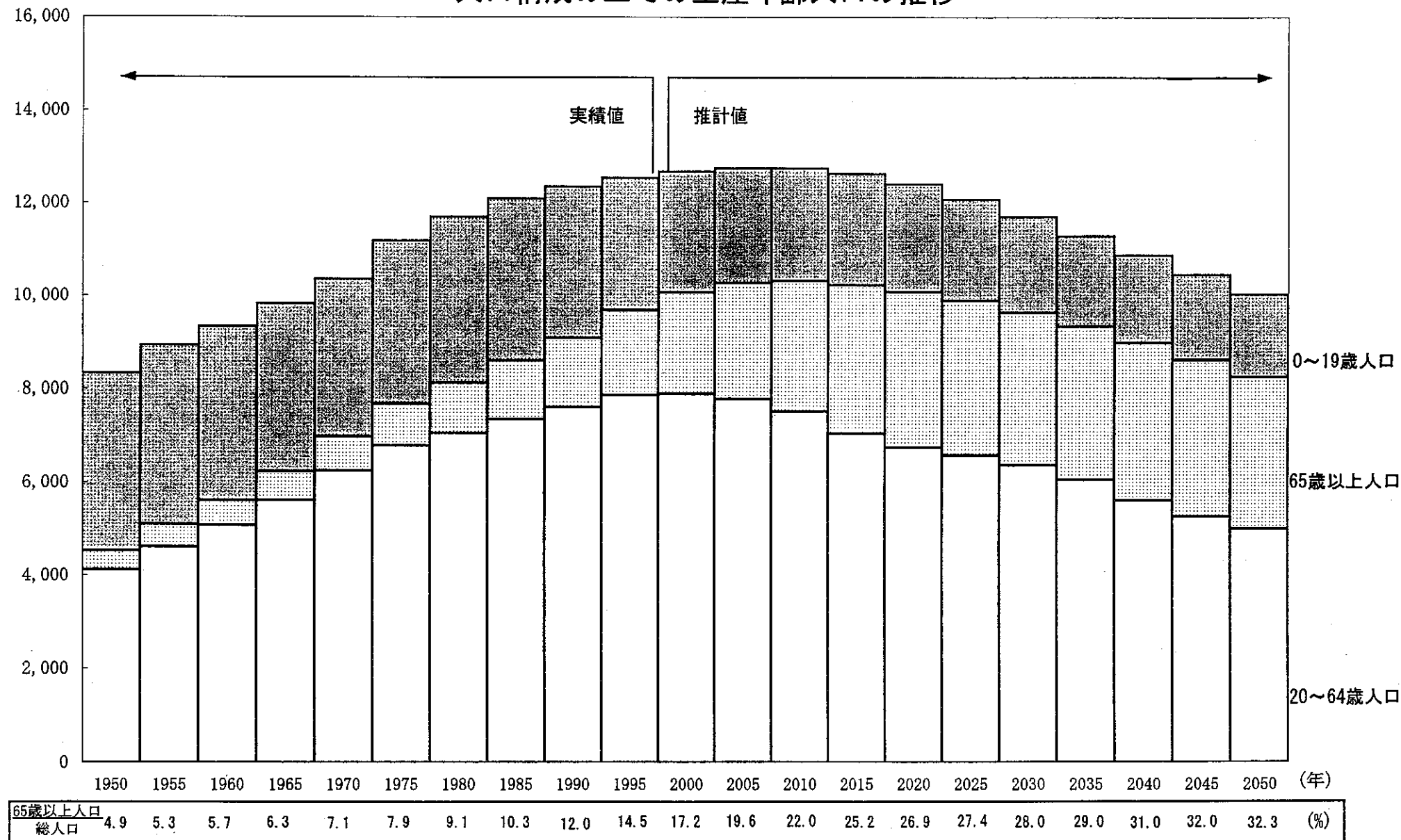
（注1）いずれの国においても、掛金の事業主負担分については、被用者に対する追加的給付とみなされない。

（注2）所得計算上の特例措置がある。

（注3）給付金の一定割合が課税される。

(万人)

人口構成の上での生産年齢人口の推移

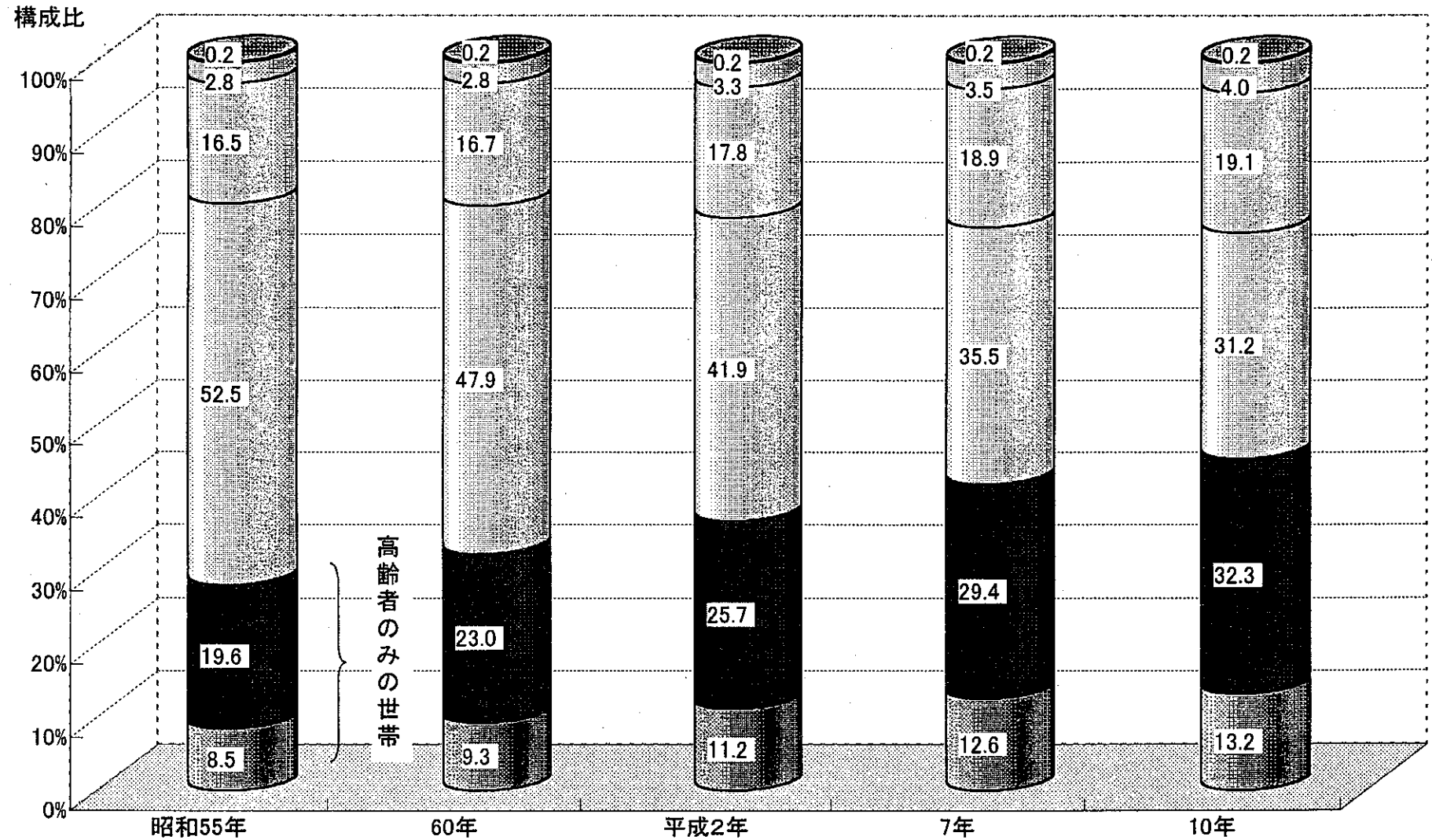


(備考) 1. 「日本の統計1999」(総務庁統計局)、「日本の将来推計人口」(平成9年1月推計、国立社会保障・人口問題研究所)により作成。

2. 推計値は中位推計の値。

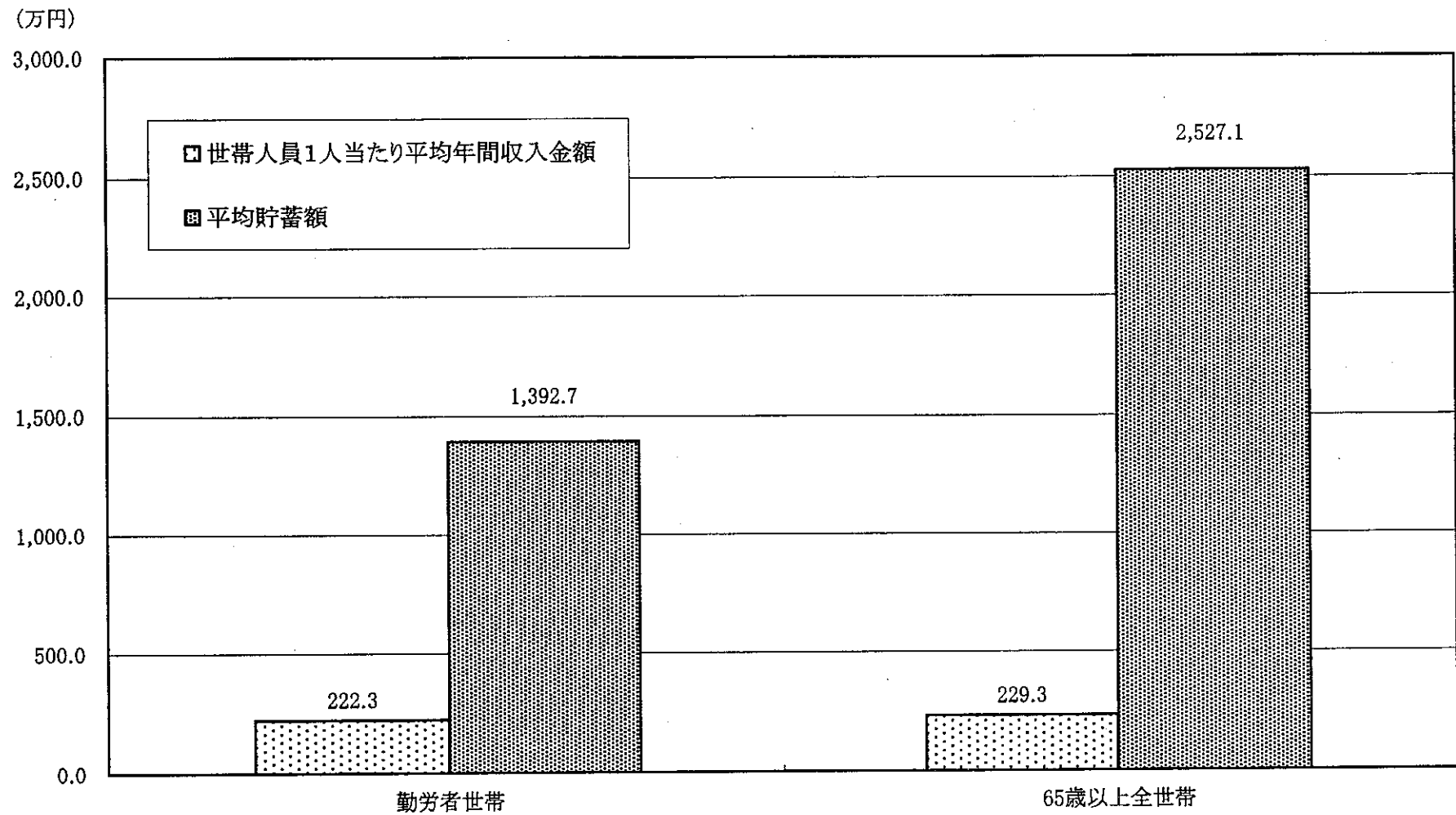
65歳以上の者の家族形態の構成割合の推移

□ 独り暮らし ■ 夫婦のみ □ 子供夫婦と同居 □ 配偶者のいない子と同居 □ その他の親族と同居 □ 非親族と同居



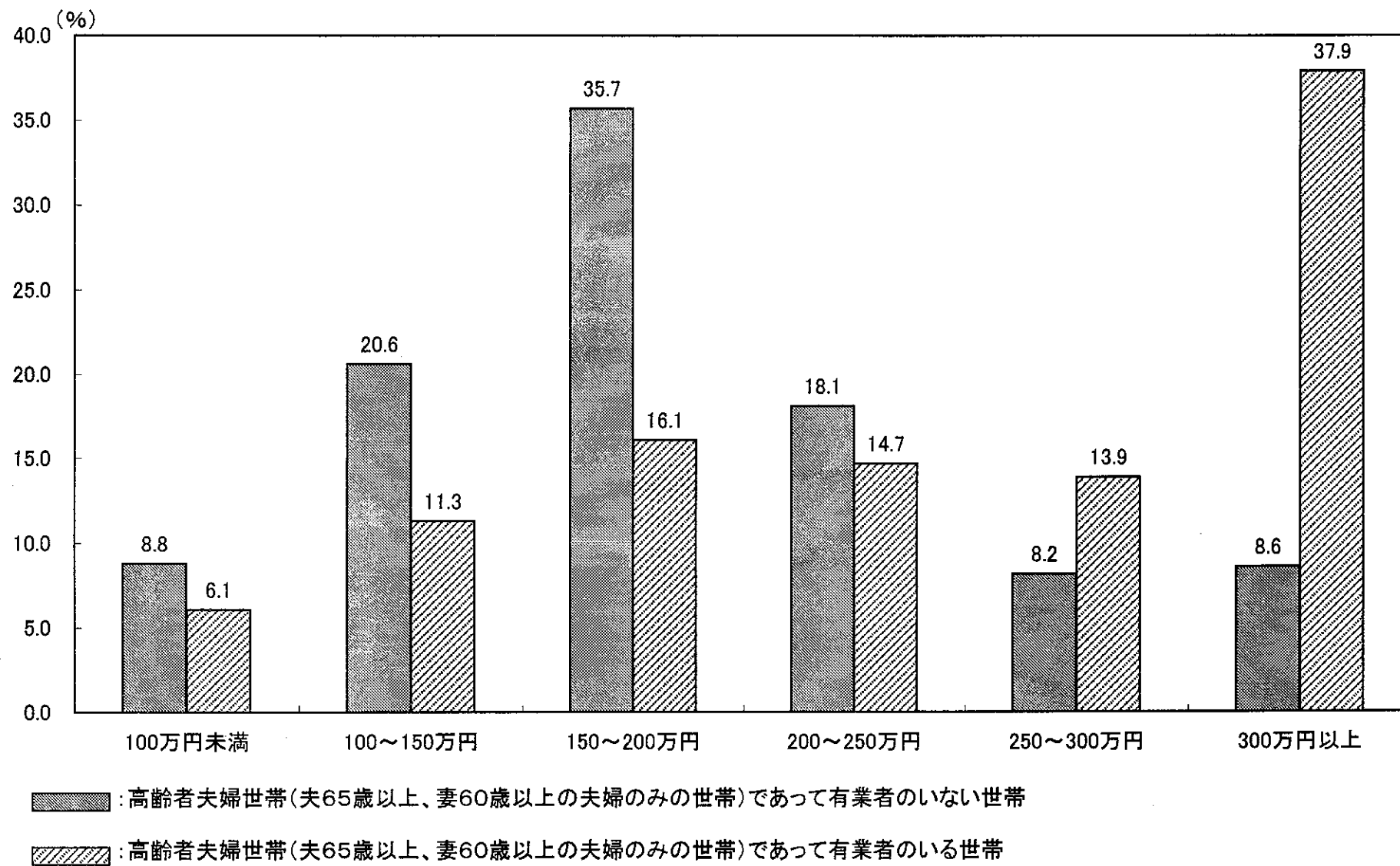
(注)「国民生活基礎調査」(厚生省)による。なお、平成7年の数値は兵庫県を除く。

勤労者・65歳以上世帯の1人当たり平均収入金額と貯蓄額



(資料) 総務庁「貯蓄動向調査報告(平成11年)」により作成。

[世帯別世帯人員1人当たりの収入分布(1994年)]



[出典:平成6年全国消費実態調査報告(総務庁)]